

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 3 8 号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中

「

等々力緑地

補助競技場

」

を

「

等々力緑地

（新）陸上競技場

（新）陸上競技場照明施設

（新）陸上競技場多目的室

（新）陸上競技場シャワー室・ロッカー室

（新）陸上競技場放送室

（新）陸上競技場大型映像装置

(新) 陸上競技場写真判定室

(新) 陸上競技場ランニングステーション

に改め、同条第2項の表中

補助競技場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後6時まで 午前9時から 午後5時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	市長は、必要 に応じ左欄の 供用期間、供 用時間及び休 場日を変更す ることができる。ただし、 第18条の2 第1項に規定 する指定管理 者が管理を行 う有料施設に あつては、当 該指定管理者 は、必要に応 じ、あらかじめ市長の承認 を得て、同欄 の供用期間、 供用時間及び 休場日を変更 することができる。
-------	---	--------------------------------------	-----------------------------	---

を

「

(新) 陸上競技場	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後8時30分 まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	市長は、必要 に応じ左欄の 供用期間、供 用時間及び休 場日を変更す ることができる。ただし、 第18条の2 第1項に規定 する指定管理 者が管理を行 う有料施設に あつては、当 該指定管理者 は、必要に応 じ、あらかじめ市長の承認 を得て、同欄 の供用期間、 供用時間及び 休場日を変更 することがで きる。
-----------	--------------------	-------------------------	-----------------------------	---

に改める。

第8条の2第3項の表中

「

テニスコート	富士見公園	入場料等を徴収しない場合	1面 (同) 1回	1,100円
		入場料等を徴収する場合	同 (同)	6,600円
	大師公園及び等々力緑地		同 (同)	760円
テニスコート照明施設	富士見公園		同 (同)	600円
	等々力緑地		同 (同)	810円

」

を

「

テニスコート	富士見公園	入場料等を徴収しない場合	1面 (同) 1回	1,100円
		入場料等を徴収する場合	同 (同)	6,600円
	大師公園		同 (同)	760円
	等々力緑地		同 (同)	1,320円
テニスコート照明施設	富士見公園		同 (同)	600円
	等々力緑地		同 (同)	900円

」

に、

「

補助競技場	専用利用	入場料徴収しない場合	1回（4時間以内）	5,090円
		入場料徴収する場合	同（同）	30,540円
	個人利用	1人 1回	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者（高校生を含む。） 100円	

」

を

「

(新)陸上競技場	専用利用	入場料徴収しない場合	1回（4時間以内）	40,000円
		入場料徴収する場合	同（同）	240,000円
	個人利用	1人 1回	18歳以上の者 400円 13歳以上18歳未満の者（高校生を含む。） 100円	
(新)陸上競技場照明施設	全点灯	1回（1時間以内）	1,780円	
	4分の3点灯	同（同）	1,340円	
	2分の1点灯	同（同）	890円	
	4分の1点灯	同（同）	450円	
(新)	区画しない場合	同（4時間以内）	6,130円	

陸上競技場多目的室	区画する場合 (A区画)	1箇所 1回 (同)	2,050円
	区画する場合 (B区画)	1回 (同)	4,080円
(新) 陸上競技場シャワー室・ロッカー室	第1	1箇所 1回	5,600円
	第2	同	6,400円
(新) 陸上競技場放送室		1回 (4時間以内)	3,380円
(新) 陸上競技場大型映像装置		1日 1回	56,350円
(新) 陸上競技場写真判定室		同	20,290円
(新) 陸上競技場ランニングステーション		1人 1回	500円

」

に、

「

サッカー場 (等々力緑地に設けるものに限る。)	1箇所 1回 (2時間以内)	2,540円
サッカー場照明施設	同 (1時間以内)	1,520円

」

を

「

サッカー場 (等々力緑地に設けるものに限る。)	1箇所 1回 (2時間以内)	9,500円
サッカー場照明施設	同 (1時間以内)	1,690円

」

に改め、同表備考第1項中「又は」を「若しくは」に改め、「陸上競技場多目的室を利用して」の次に「、又はアマチュア以外の団体が（新）陸上競技場を利用して、若しくは（新）陸上競技場の利用に併せて（新）陸上競技場多目的室を利用して」を加え、同表備考第2項中「陸上競技場大型映像装置」の次に「又は（新）陸上競技場大型映像装置」を加え、「50,920円」を「陸上競技場大型映像装置を使用する場合は50,920円を、（新）陸上競技場大型映像装置を使用する場合は56,350円」に改め、同表備考第3項中「及び補助競技場附属器具」を削り、同表備考中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 （新）陸上競技場附属器具の利用に係る金額は、1日一式5,640円とする。ただし、使用する器具の数が50点未満の場合は、1日1点につき110円とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。